

第23期 第6回青森県東部海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和7年11月27日（木）午後1時30分
- 2 場 所 青森市新町1丁目11-22
ウェディングプラザアラスカ 2階「ガーネット」
- 3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	松 本 光 明
	委 員	富 田 由 廣
	〃	田 高 利 美
	〃	佐 京 忠 史
	〃	坂 岡 正 彦
	〃	宮 野 昭 一
	〃	関 野 稔
	〃	工 藤 徳 康
	〃	木 村 正 則
	〃	中 居 裕
	〃	堤 静 子
	欠席委員	竹 林 雅 史
	〃	南 谷 雅 人
	〃	尾 崎 幸 弘
〃	赤 松 靖	
県 側	水産振興課 漁業管理グループ 副参事	野 月 浩
	主幹	高 橋 宏 和
	技師	澤 田 篤
	八戸水産事務所 水産普及課長	藤 川 義 一
	むつ水産事務所 副所長	泉 田 哲 志
事 務 局	事務局長	三 橋 潤一郎
	主幹専門員	長 谷 川 清
	技師	傳 法 利 行

4 提出議案・審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第2号：特定水産資源(まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群)に関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

原案どおり答申することに決定された。

議案第3号：東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について
原案どおり指示を発動することに決定された。

5 議事の経過

松本会長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第23期第6回青森県東部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶を申し上げます。

第23期第6回委員会の御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝いたします。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案3件、報告事項3件の審議が予定されています。委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、過半数を超える11名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委員

（「異議なし」の声あり。）

松本会長

それでは、宮野委員と堤委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

松本会長

はい、野月副参事。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案の第1号につきまして県の方から補足説明させていただきます。

資料の方は1枚めくっていただいて、2ページ目の方を御覧ください。

いつものように、漁業魚種、そして漁業を営む者の資格と許可又は起業を認可すべき漁業者の数等につきまして説明させていただきます。

最初の2ページ目、こちらの方は、漁業魚種が、ほっきがい雑けた網漁業でございます。

操業区域が、東共第3号ということで、漁業を営む者の資格として、八戸市みなみ浜漁協の組合員の行使権者ということで、許可すべき数は7隻となっております。

3ページの方に目を移していただいて、こちらの方は、うにびき網漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、東共第29号、共同漁業権の行使権者ということで、野牛漁協の組合員ということで、許可すべき漁業者の数は17隻となっております。

続きまして、4ページの方に入りますけども、こちらは、たら固定式刺し網漁業でございます。漁業を営む者の資格として、階上漁協が3隻、八戸みなと漁協で1隻となっております。

次のページの5ページ目ですけども、こちらは、ばばがれいの固定式刺し網漁業でございます。こちらの方は、泊漁協の組合員ということで15隻となっております。

続いて、6ページですけども。こちらも、同じ漁業種類ですけども、こちらの方は、白糠漁協下段が、風間浦漁協の易国間の支所で1隻となっております。

10ページの方に目を移していただいて10ページの上段が、こちらも同じく風間浦漁協の下風呂支所で8隻中段が、野牛漁協で11隻。下段が、尻屋漁協で15隻となっております。

次の11ページの方に入りますけども、こちらは、上段で、白糠漁協で19隻。下段が、泊漁協で34隻となっております。

次の12ページの方に参りますけども、こちらは4段に分かれておりまして、一番上のうに・ほや潜水器漁業。2段目のあわび潜水器漁業、4段目のなまこ潜水器漁業は、いずれも東共第32号共同漁業権の区域ということで、猿ヶ森漁協で1人ということでございます。

また、3段目のあわび潜水器漁業では、13ページの方に目を移していただいて、その上段のなまこ潜水器漁業は、共に東共第41号共同漁業権漁場区域ということで風間浦漁協の蛇浦支所で各1人ということになってございます。

最後に13ページの下段になりますけども、こちらも同じく、なまこ潜水器漁業ですが、こちらは、八戸みなと漁協の組合員として1人となっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

なお、発言は議案以外にわたらないよう、そして発言する際には挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんですか。

委員

(「なし」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議

ございませんか。

委員

(「意義なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第1号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第2号「特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、議案第2号について説明します。

議案第2号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文主要部分のみ読み上げます。

諮問書

特定水産資源（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和7年1月7日付け7水管第1960号で農林水産大臣から通知があったため、漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を別添のとおり定めることとしたいので、同条第2項の規定に基づき、貴委員会に意見を求めます。

以上となりますが、これは、諮問文にあったとおり、漁業法に基づく規定により、今回、諮問があったもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

松本会長

県から補足説明があればお願いします。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

松本会長

はい、澤田技師

水産振興課 澤田技師

それでは、私の方から、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群に関する令和8管理年度における青森県の知事管理漁獲可能量の設定について補足説明します。

3ページ目を御覧ください。

令和7年11月7日付けで農林水産大臣から本県に該当するものとして、まあじ、まいわし太平洋系群、かたくちいわし太平洋系群に関する、令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分が通知されました。

知事管理区分に配分する数量、いわゆる知事管理漁獲可能量については、漁業法第16条第1項の規定により、県資源管理方針に即して定めることとなっており、同条第2項の規定により、知事管理漁獲可能量を定めようとする時は、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっておりますので、貴委員会へ諮問するところです。

2ページ目を御覧ください。

こちらは、知事管理漁獲可能量の設定案です。

まあじ及びまいわし太平洋系群についての当初配分については、現行水準となっております。これは、各魚種の配分数量を示さず、目安数量を示すことで、県の資源管理方針である青森県において、水産資源の保存及び管理を行うための方針に基づき、漁船隻数を漁獲努力量として定めた上で管理を行うものとなります。

3ページ目にある国からの通知では、目安数量も示されております。この数量を超えたとしても、採捕停止命令などがかかるものではありませんが、県から助言指導などを行う場合がありますので、その点も御理解ください。

かたくちいわし太平洋系群については、令和7管理年度から新たに特定水産資源に指定され、TAC管理のステップ1を開始しており、本来であれば、令和8管理年度からステップ2に移行する予定となっておりましたが、ステップ2に進む前に解決すべき課題が解消されなかったことを理由として、令和8管理年度もステップ1に取り組むこととなります。

その当初配分については、漁獲可能量の総量の内数となっております。これは、TAC管理のステップ1の段階においては、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量について、具体的な配分数量は設定せず、当該資源における漁獲可能量の総量の中で管理するものとなっております。

TAC管理のステップアップの考え方については、4ページ目を御覧ください。

TAC管理のステップ1においては、TAC報告の義務化、TAC報告状況の確認、情報収集体制の確立、魚種ごとの課題に対する取組の実施が目的とされています。

ステップ1においても、採捕停止命令などがかかるものではありませんので、御理解ください。

以上が、知事管理漁獲可能量の設定についての補足説明となります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「意義なし」の声あり。)

松本会長

それでは、議案第2号については、諮問どおりと決定し、県知事に答申することいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

次に議案第3号「東部海区管内におけるまぐろ等はえなわ漁業の操業の指示について」を議題に付します。事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

松本会長

はい、局長。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

議案第3号資料1を御覧ください。

当該漁業に係る委員会指示につきましては、平成26年から継続して発動されているものでございます。

昨年に引き続き、県の農林水産部長から、海区会長あてに発動依頼があったものです。

依頼文の本文のみ読み上げます。

このことについて、多種漁業が輻輳する本県東部海区における当該漁業の操業による紛争の未然防止と漁業調整の円滑な運用を図ることを目的として、昨年同様、下記のとおり漁業法第120条第1項の規定に基づく委員会指示を発動してくださるようお願いいたします。

また、資料1の裏、2ページ目でございますが、制限区域が図示されております。

区域、期間、内容とも昨年と同じでございますが、図の白抜きとなって、まぐろ等はえなわ禁止区域と記載されている海域においては、まぐろ、ぶり、さめの採捕を目的とするはえなわ漁業を行ってはならないというものでございます。

県からの依頼の内容は、資料1のとおり、以上となります。

次に資料2を御覧ください。

県の依頼を受けて委員会で公示する委員会指示案になります。

一部を読み上げます。

青森県東部海区漁業調整委員会指示第10号

青森県東部海区管内におけるまぐ等はえなわ漁業の操業について、漁業法第120条第1項の規定により次のとおり指示する。

令和7年12月〇日

青森県東部海区漁業調整委員会 会長 松本光明

以降の内容は、資料1と同じで、また昨年と全く同じ内容になっております。期間を変えて全く同じ内容となっております。

なお、県報登載時に若干字句修正があった場合は、事務局一任ということで御承認をお願いいたしたいと思っております。

事務局からの説明は以上です。御審議の方、よろしく申し上げます。

松本会長

県から補足説明があれば申し上げます。

野月副参事

水産振興課 野月副参事

先ほど、事務局長が説明したとおりであり、県の方からの説明はございません。

審議の方、よろしく申し上げます。

松本会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見、ありませんか。

委 員

(「なし」の声あり。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、原案どおり委員会指示を発動したいと思いますが、御異議ございませんか。

松本会長

御異議なしと認め、それでは議案第3号については、原案どおり委員会指示を発動することに決定します。

なお、公示に当たって若干の句修正があった場合は、事務局一任といたします。

これで議案を終了し、報告事項に入ります。

報告事項①「令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（青森県くろまぐろ（小型魚）漁業及び青森県くろまぐろ（大型魚）漁業）」を県から報告願います。

水産振興課 澤田技師

はい、会長。

松本会長

はい、澤田技師。

水産振興課 澤田技師

水産振興課の澤田です。私の方から御報告させていただきます。

特定水産資源である、くろまぐろに係る知事管理漁獲可能量の変更についてですが、お配りしております報告事項の資料を御覧ください。

県では、漁業法第16条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、令和7年11月7日付けで知事管理漁獲可能量の変更を公表しました。

その概要は、佐賀県との小型魚と大型魚の交換となり、佐賀県から30キログラム未満の小型魚4.0トンの融通を受けて、合計346.4トンから4トン増えて350.4トンへ、30キログラム以上の大型魚4トンを融通し、784.2トンから4.0トン減少し、780.2トンとなっております。

なお、この計画の変更については、法第16条第5項で準用する同条第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を聴く必要がありますが、事務手続きの迅速化のため、協定に基づく管理委員会など、関係漁業者の合意に基づく場合のみ、貴委員会に事前諮問せずに手続きし、手続き後に報告する旨、令和7年1月15日付け、青水振第1252号で貴委員会に諮問し、適当である旨の答申を受けていることを申し添えます。私の報告は以上です。

松本会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ありませんですか。

委員

(「意見なし」。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、次に報告事項②「令和6年の漁業権漁業における資源管理の状況等の報告について」を県から報告願います。

水産振興課 高橋主幹

はい、会長。

松本会長

はい、高橋主幹。

水産振興課 高橋主幹

水産振興課の高橋です。

私の方からは、報告事項資料2に基づきまして令和6年の漁業権漁業における資源管理状況の報告についてということで、補足説明させていただきます。

こちらは、漁業法第90条第2項の規定により、海区漁業調整委員会に報告することとなっております。

内容につきましては、2ページ以降、A3で綴られていますけども、2ページから5ページが共同漁業権、6ページが区画漁業権、7ページが定置漁業権についてが綴られています。

内容としましては、免許ごと、各漁協の第1種、第2種の免許の内容について、漁業の名称と対象とする所属機関、操業の状況、操業隻数、漁獲量、漁獲金額、行使権者の数とその状況、資源管理に関する取組の状況についてが記されております。

詳細の内容につきましては、数が多いため、後ほど御覧いただければと思います。

詳しい説明は省略させていただきます。報告事項としては、以上です。

松本会長

県からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。ありませんですか。

委 員

(「意見なし」。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、次に報告事項③「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の概要について」を事務局から報告願います。

事務局 傳法技師

はい、会長。

松本会長

はい、傳法技師。

事務局 傳法技師

事務局の傳法です。

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会第60回東日本ブロック会議の概要について説明させていただきます。

本会議は、令和7年10月20日 月曜日に三重県津市にある、ホテルグリーンパーク津において開催され、松本会長、宮野委員、私の3名が出席しました。

会議にあたって、まず、令和7年全国海区漁業調整委員会連合会要望活動について、全漁調連事務局の山口県から報告がありました。

続いて、来年度の令和8年度要望事項について、各県から提案理由、要旨等の説明があった後、全件令和8年度の要望事項として採択されました。

来年の開催地については、予定どおり北海道で開催されることに決定しました。

4番目のブロック照会事項については、静岡県の方から、「海洋環境の変化に伴う各県の状況」について照会があったものの、各県からの回答はありませんでした。

最後に講演としまして、水産庁資源管理部管理調整課の土方課長補佐より、「海区漁業調整委員会の権限と役割」について講演がなされました。

会議の概要については以上です。よろしく申し上げます。

松本会長

それでは、今回、出席した宮野委員から、何かありませんか。

宮野委員

何かと、急に御指名されまして、びっくりしているんですけども。私は、今回初めて参加させてもらったんですが、全国から海区委員が集まって、要望事項が物凄く多くて、水産庁でこの要望全てに本当に目を通していいのかと、びっくりして帰ってきました。なかなか大変だなと思いました。来年は北海道で開催されるそうですので、誰が参加するか分かりませんが、いろいろ勉強になりますので、参加される方は是非行ってきてもらえればと。私からは以上です。

松本会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。ありませんか。

委 員

(「意見なし」。)

松本会長

御質問、御意見もないようですので、それでは、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして第23期第6回青森県東部海区漁業調整委員会を閉会します。

終了 午後2時